

# 「経営者保証に関するガイドライン」 のポイント

｜ 専門家派遣制度のご利用について ｜

## PART I

個人保証を  
提供せず  
にお借入れを  
希望する  
経営者の方

## PART II

保証債務の  
整理を希望する  
経営者の方

中小企業の経営者の皆様が金融機関等に提供している個人保証について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における中小企業（債務者）、経営者、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」が定められました。

このガイドラインを利用することにより、一定の要件を満たす場合には①経営者が個人保証を提供しなくてもお借入れができる可能性、②保証債務の履行時に保証債務の減免を受けられる可能性があります。

本冊子では、中小企業基盤整備機構にて実施しているガイドラインに対応した専門家派遣制度について、まんがを交えて分かりやすく説明しています。

## はじめに

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業団体及び金融機関団体の関係者、学識経験者、専門家等の議論を踏まえ、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自立的な準則として、2013年12月に公表され、2014年2月より適用が開始されました。

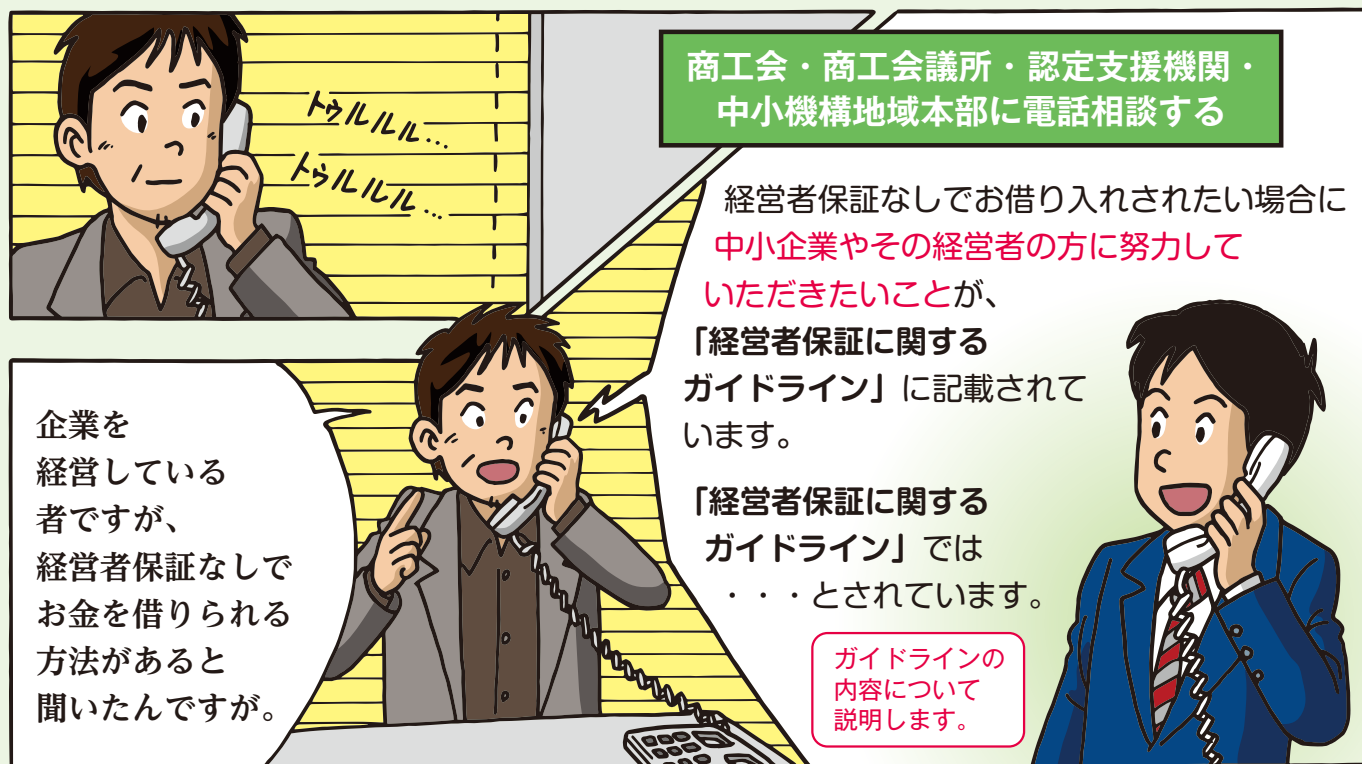
ガイドラインでは、中小企業金融における経営者保証について、主たる債務者、保証人及び対象債権者において合理性が認められる保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、もって主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、中小企業の各ライフステージ(創業、成長・発展、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始等をいう。)における中小企業の取組意欲の増進を図り、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としています。

また、日本再興戦略改訂2014(2014年6月24日閣議決定)において、企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図ることが掲げられています。

本冊子で紹介している専門家派遣制度の利用により、ガイドラインの利用が促進され、中小企業の皆様の活力が一層引き出されることを期待しています。

## PART I

### 新規でお金を借り入れしたい



#### ▶ 中小企業等に求められる経営状況

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離(一体性の解消)に努めていること
- ② 財務基盤の強化に努めていること
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性が確保されていること

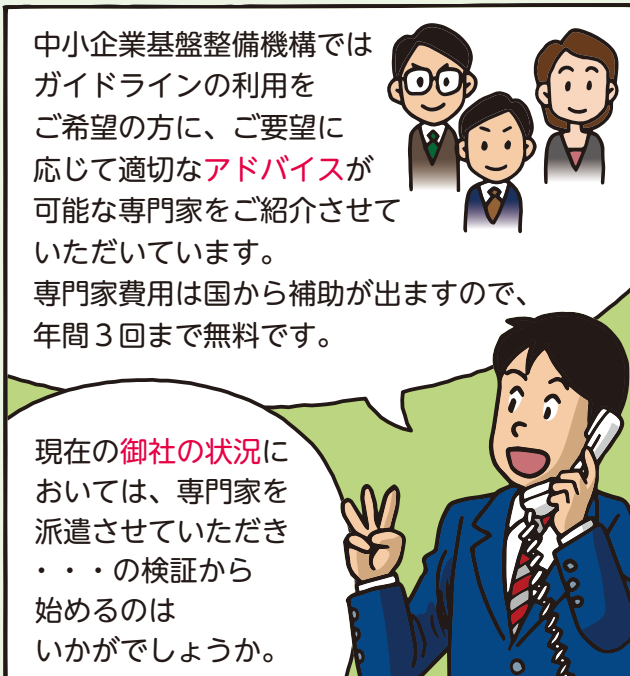


### ▶聞き取りさせていただく主な項目

相談を受けた時に、状況を聞き取りいたします。

主な聞き取り項目

- ①既往の借入状況 ②既往借入への保証状況 ③返済の状況 ④経営内容・財務内容の状況
- ⑤経営内容の第三者からの検証状況 ⑥金融機関との関係状況
- その他担保提供の状況 等、主たる債務者、保証人の状況について確認させていただきます。



### ▶中小機構の専門家によるアドバイス・支援の例

経営者保証に依存しない新規融資・保証契約見直し（事業承継時含む）

- ◎ガイドラインの内容説明
- ◎ガイドラインの内容に即した経営状況であるかの検証
- ◎ガイドラインの内容に即した経営状況を実現・継続するための体制の構築等に向けたアドバイス・支援
- ◎経営状況についてのガイドラインへの適応状況の検証結果の策定

## 本社応接にて(専門家派遣1回目)



### ▶ 確認資料(例)

#### ① 新規借入

- ・決算書3期分(勘定科目明細含む)
- ・総勘定元帳、補助簿
- ・その他、資産や負債の状況がわかる資料

#### ② 事業承継(後継者の個人保証、前経営者の個人保証等)

- ・決算書3期分(勘定科目明細含む)
- ・総勘定元帳、補助簿
- ・定款、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ・その他、資産や負債の状況がわかる資料

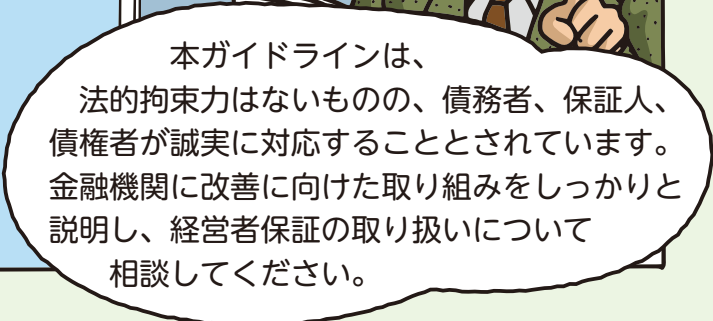
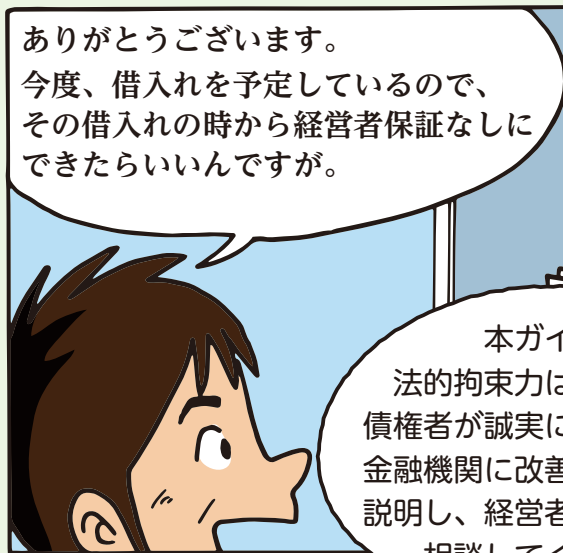


## 後日(専門家派遣2回目) 機構に2回目の専門家の派遣の申込依頼を行う

前回、機構より派遣していただいた専門家のアドバイスに基づいて、顧問の税理士と相談しながら、ガイドライン適用要件を満たすために改善を進めてきました。

当社の経営状態を検証した結果を資料に纏めましたので、この資料を活用しながら、金融機関に当社の現状をご説明し、経営者保証なしで借入れが可能かご相談したいと考えています。

今回は、第三者として資料の検証をしていただきたい。



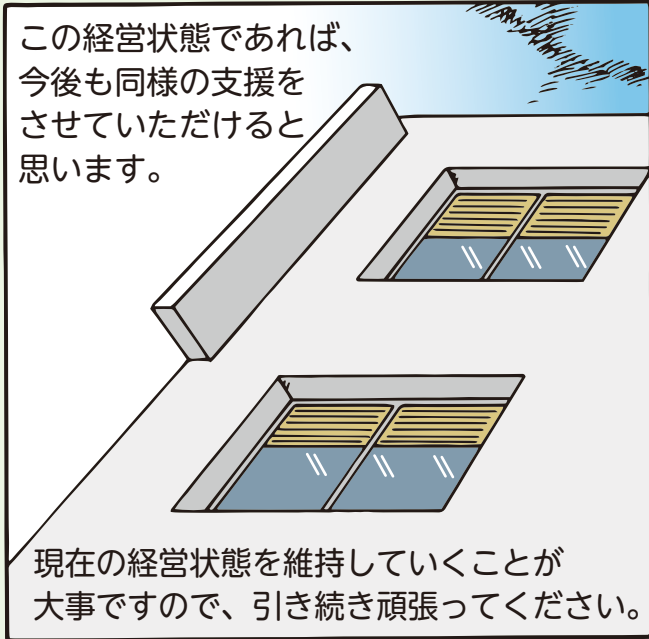
### 金融機関の支店にて



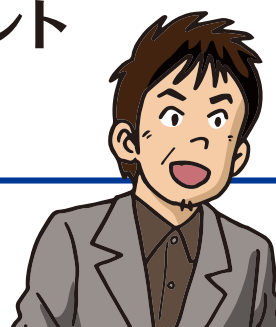
### ▶金融機関は、経営者保証を求めない可能性を検討する

経営者保証の必要性を検討し、やむを得ず、経営者保証を求める場合には、経営者保証の必要性、経営者保証の変更・解除等の見直しの可能性があることなどを丁寧・具体的に説明する。

### 後日



# 新規融資・保証契約の見直し（事業承継時含む）の対応ポイント



## 中小企業等に求められる経営状況

主たる債務者の経営状況が以下のような点で一定水準に達するよう努力していることが求められており、この確認検証が必要です。

### ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離（一体性の解消）に努めていること

- ①資産の分離
- ②経理・家計の分離

例) 法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止等

### ② 財務基盤の強化に努めていること

例) 会社の資産や収益力で借入金返済が可能と判断できる財務状況及び経営成績が期待されている

### ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性が確保されていること

金融機関との信頼関係を構築するため、年に1回の決算報告（貸借対照表、損益計算書、勘定科目明細等）のみならず、試算表・資金繰り表等の定期的な報告等が求められている。

上記の状況について外部専門家による検証を行い、その結果を金融機関等に適切に開示することが望ましい



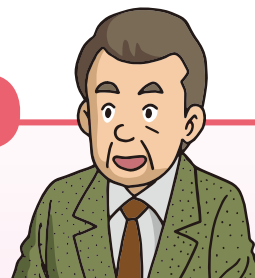
## 金融機関は、経営者保証を求めない可能性を検討する

経営者保証の必要性を検討し、やむを得ず、経営者保証を求める場合には、経営者保証の必要性、経営者保証の変更・解除等の見直しの可能性があることなどを丁寧・具体的に説明する。

## 中小機構の専門家によるアドバイス・支援の例

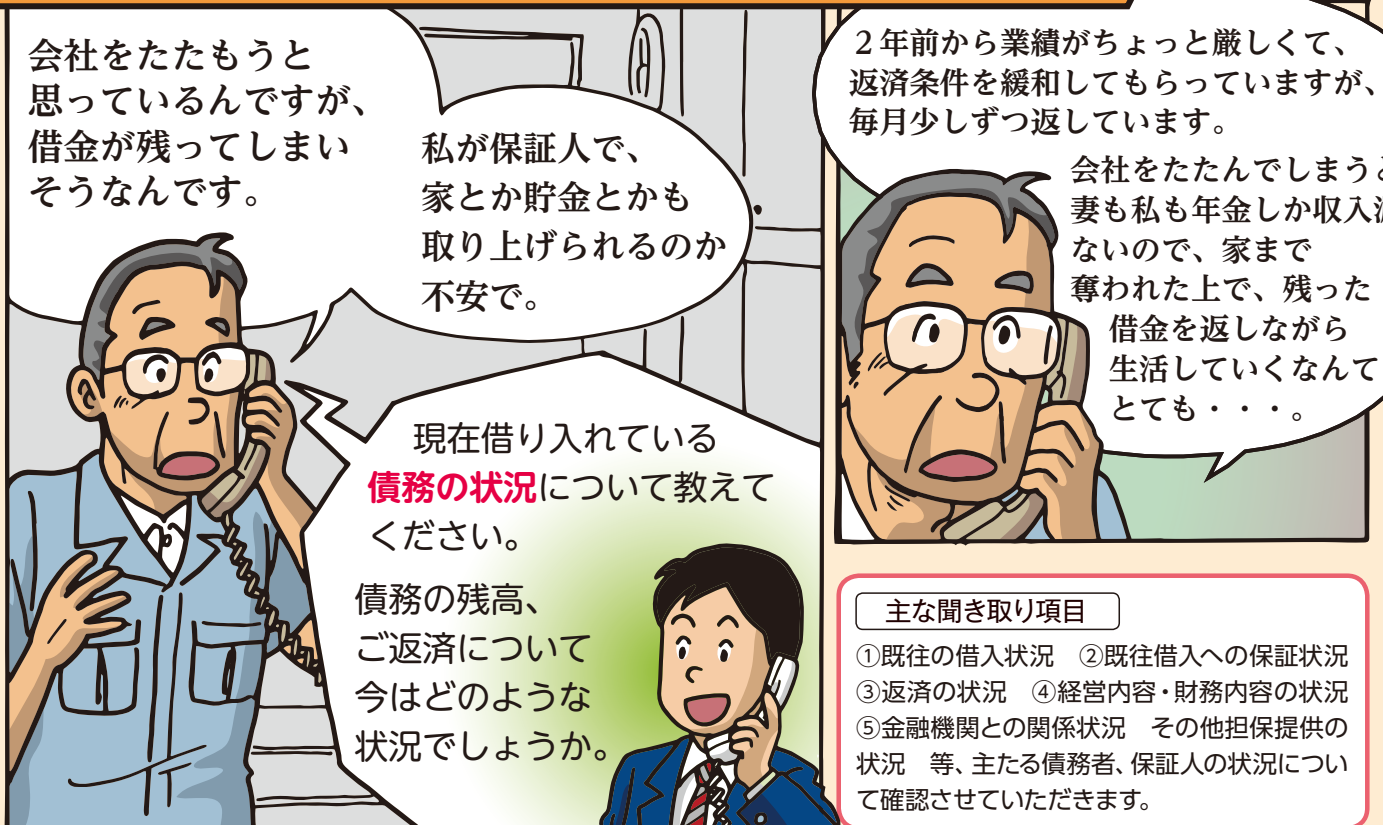
### 経営者保証に依存しない新規融資・保証契約見直し（事業承継時含む）

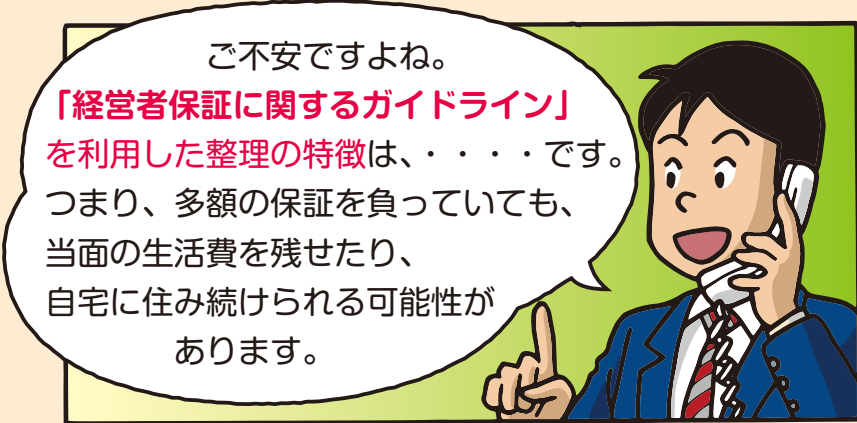
- ◎ガイドラインの内容説明
- ◎ガイドラインの内容に即した経営状況であるかの検証
- ◎ガイドラインの内容に即した経営状況を実現・継続するための体制の構築等に向けたアドバイス・支援
- ◎経営状況についてのガイドラインへの適応状況の検証結果の策定





商工会・商工会議所・認定支援機関・中小機構地域本部に電話相談する





### ▶ ガイドラインを利用した整理の特徴

- 1 保証人が早期に事業再生や清算の決断を行い、債権者としても一定の経済合理性が認められる場合には、その範囲内で、安定した事業継続や新たな起業等のため、保証人の手元に残すことができる残存資産に一定期間の生計費に相当する額や、「華美でない自宅」を含めることを検討することとされています。
- 2 支援専門家から、保証債務整理への助言、保証人の資力の表明保証の適正性の確認、残存資産の範囲決定や弁済計画策定の支援等が得られ、公正衡平な整理手続きを行うことができます。
- 3 一定の経済合理性が認められる場合は、経営者が引き続き経営に携わることが許容されます。

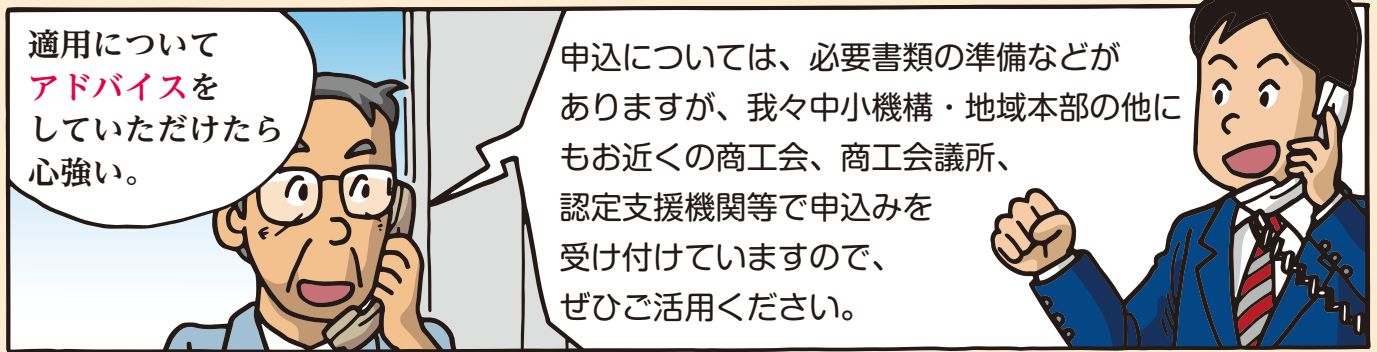
経営者の方に早めに事業を再生して  
いただく、もしくは円滑に事業を清算して  
いただいて、再チャレンジを促していく  
ため、**一定の要件を満たす場合、銀行  
などの金融機関が保証債務の免除を  
検討することを定めた  
ルール**なんです。



中小企業基盤整備機構ではガイドラインの  
利用をご希望の方に、アドバイスが可能な  
専門家を年間3回まで派遣することができます。  
専門家派遣の費用は国から補助が出ますので  
無料です。今回の相談においては、専門家によ  
り……のアドバイスを受け、ガイド  
ライン適用要件の検証をしてみても  
いかがでしょうか。







▶中小機構の専門家によるアドバイス・支援の例

保証債務の整理

- ◎ガイドラインによる保証債務整理の概要説明
- ◎保証債務に関する一時停止等の要請への参加
- ◎保証人の資産調査、保証人による資産の表明保証の適正性に関する確認書の作成・報告
- ◎弁済計画案の作成支援（残存資産の範囲の決定支援を含む）

支援専門家への相談・一時停止(返済猶予)要請(専門家派遣1回目)



▶確認資料(例)

事業整理  
(債務整理等)

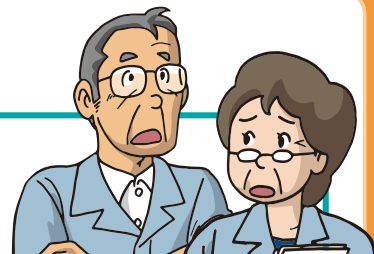
- ・決算書3期分(勘定科目明細含む)
- ・定款、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ・預金通帳(企業、経営者等、保証人)の写し
- ・不動産資産台帳(企業・経営者等、保証人)
- ・不動産登記簿謄本
- ・その他、資産や負債の状況がわかる資料



財産状況の説明、資産の換価・処分の方針等を検討します。



## 債務整理時のポイント



### 【対象となり得る保証人】

- ① 主たる債務者が、法的整理手続か利害関係のない中立・公正な第三者が関与する私的整理手続（中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等）の申立てをこのガイドラインの利用と同時に現に行い、又は手続が係属中、若しくは既に終結していること。
- ② 主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収が見込まれるなど、債権者にも経済合理性が期待できること。
- ③ 保証人に破産法に定める免責不許可事由が生じていない、又はそのおそれもないこと。

### 【ガイドラインを利用した整理の特徴】

- ④ 保証人が早期に事業再生や清算の決断を行い、債権者としても「**一定の経済合理性**」が認められる場合には、その範囲内で、安定した事業継続や新たな起業等のため、保証人の手元に残すことができる残存資産に一定期間の生計費に相当する額や、「華美でない自宅」を含めることを検討することとされています。
- ⑤ 支援専門家から、保証債務整理への助言、保証人の資力の表明保証の適正性の確認、残存資産の範囲決定や弁済計画策定の支援等が得られ、公正衡平な整理手続きを行うことができます。
- ⑥ 一定の経済合理性が認められる場合は、経営者が引き続き経営に携わることが許容されます。

#### 一定の経済合理性

主たる債務者が再生手続を行った結果、債権者は破産手続の場合よりも多くの回収が見込める。また、早期に破産手続を行えば、時間経過による資産劣化が防止され、遅れた場合よりも多くの回収があると期待される。これを、経営者等保証人が主たる債務者の早期手続の決断・着手による、債権者の一定の経済合理性と考える。

## 経営者保証に関するガイドラインに基づく「保証債務整理の流れ」

### I. 専門家への相談

- ① 早期事業再生や清算を検討する際に、保証債務の整理についてガイドラインを利用することを弁護士・会計士・税理士等の専門家に相談する。

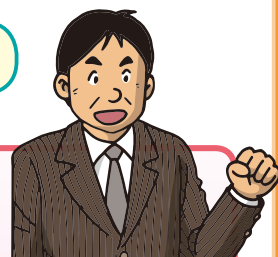
### II. 一時停止（返済猶予）の要請

- ① 法人の債務整理と同時に原則、準則型私的整理手続を申し立てる。
- ② 原則主たる債務者、保証人、支援専門家の連名で書面により一時停止要請を行う（全ての対象債権者に同時に要請する）。

### III. 弁済計画の策定

- ① 財産の状況、資産の換価・処分の方針等が記載された弁済計画を作成する。
- ② 支援専門家は弁済計画の策定支援を行う。

金融機関は弁済計画の内容を確認し対応を検討する。



### 中小機構専門家によるアドバイス・支援の例

#### 保証債務の整理

- ◎ガイドラインによる保証債務整理の概要説明
- ◎保証債務に関する一時停止等の要請への参加
- ◎保証人の資産調査、保証人による資産の表明保証の適正性に関する確認書の作成・報告
- ◎弁済計画案の作成支援（残存資産の範囲の決定支援を含む）

# 専門家派遣のご案内

## 1 専門家派遣制度の利用者

ガイドラインに基づいて、

- ① 経営者保証によらない資金調達、事業承継時等の保証契約見直しを希望する方
- ② 中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、保証債務の整理についてお悩みの方

## 2 お申込み方法

- ・お近くの商工会、商工会議所、認定支援機関、中小機構地域本部へご相談ください。
- ・これらの支援機関を通じて中小機構へ派遣の申し込みを行います。

事業者

相談

支援機関

## 3 支援・アドバイス内容

ガイドラインでは、主たる債務者、保証人に一定の経営状況であること等を求めています。派遣により、ガイドラインで求められている事項の実現に向けた支援をします。

### 保証契約時

- ① ガイドラインの内容に即した経営状況であるか否かの検証
- ② ガイドラインの内容に即した経営状況を実現・継続するための体制の構築等に向けたアドバイス、支援
- ③ 経営状況についてのガイドラインへの適応状況の検証結果の作成 etc

### 保証債務整理時

- ① 保証人の資産調査
- ② 保証人による資産の表明保証の適正性に関する確認書の作成・報告
- ③ 弁済計画案の作成支援（残存資産の範囲の決定支援を含む） etc

## 4 派遣を受けられた後

- ・引き続き、支援機関からの支援を受けられます。
- ・必要に応じて、3回（単年度）まで専門家派遣が受けられます。

### 〈お問い合わせ先〉

お近くの商工会、商工会議所、認定支援機関、中小機構地域本部へご相談ください。

### お問い合わせ先

#### 中小企業基盤整備機構 地域本部等

北海道 011-210-7471 | 東北 022-716-1751 | 関東 03-5470-1620 | 中部 052-220-0516  
北陸 076-223-5546 | 近畿 06-6264-8611 | 中国 082-502-6555 | 四国 087-811-1752  
九州 092-263-0300 | 沖縄 098-859-7566

商工会一覧 <http://www12.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/zyokensentaku.php>

商工会議所一覧 [http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me\\_list99open.asp](http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp)

認定支援機関一覧 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>